

## 保安林内土地形質変更許可の更新事務について

貸付使用中の土地が保安林に指定されている場合は、森林法に基づき、各市町の保安林事務担当課より「保安林内土地形質変更許可通知書(更新)」を取得し、その写しを**担当森林事務所**に提出していただく必要があります。

つきましては、各市町への許可申請にあたって必要となる「保安林（保安施設地区）内作業行為に関する同意書」の交付のため、別添の交付申請書に下記書類を添付し、貸付等更新申請書と同日付けで日光森林管理署治山グループへ1部ご提出ください。

**なお、同意書が交付されましたら、必ず各市町の保安林事務担当課へ許可申請を行うようお願いいたします。各市町からの許可がなければ貸付使用の更新ができません。**

※以下 2 点の両方に該当する方は同意書の交付申請は不要です。お手元の同意書を元に各市町の保安林事務担当課へ作業許可申請を行ってください。

- ・ 現在同意書を持っている
- ・ 前回更新時より面積、名義、住所に変更がない

※端数処理方法の変更により面積が変わった場合は申請が必要です。

### ○交付申請書添付書類

- ・ 申請箇所一覧表（一括申請の場合のみ（市町ごとに作成）保安林一覧表を使用）
- ・ 位置図 1/20,000 または 1/50,000（一括申請の場合は箇所ごとに作成、以下同様）
- ・ 区域図 1/5,000
- ・ 平面図・面積計算図（実測図・林小班別に面積が分かるもの）
- ・ 構造図（工作物がある場合）
- ・ 現況写真
- ・ 現在の保安林内土地形質変更許可通知書（写）
- ・ 今回の貸付等申請書鑑（写）

※更新貸付の一覧表では、保安林の内外及び地番（国有林名及び林小班とは異なる）については記載していないため、前回更新時の許可書等を参考にご記入をお願いいたします。

〒321-1274 栃木県日光市土沢 1 4 7 3 - 1

担当：日光森林管理署 治山グループ

電話：0 2 8 8 - 2 2 - 1 0 6 9